

令和5年第7回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和5年7月25日 午後2時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	大 河 龍 生
委 員	池 坂 めぐみ
委 員	志 水 矛
委 員	井 本 学 明
- 4 委員以外の出席者

教 育 次 長	高 見 博 之
教 育 次 長	入 潮 賢 和
学校給食センター担当参事兼所長	正 木 洋 志
総 務 課 長	近 藤 雅 之
こども育成課長	山 内 陽 子
幼児教育指導担当課長	中 塚 真由美
学校教育課長	田 中 豊 史
生涯学習課長	松 本 久 典
文化財課長兼市史編さん担当課長	中 田 宗 伯
スポーツ推進課長	笠 原 裕 之
中央公民館長兼市民会館長	本 家 信 治
図書館長	狩 川 真 人
書 記	澁 谷 文 江
- 5 付議事項

報告10	専決処分の報告について
専第10号	令和6年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択方針について
第19号議案	令和6年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について
報告11	令和4年度赤穂市学校保健調査集計について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 大 河 龍 生

署 名 人 志 水 矛

令和5年第7回赤穂市教育委員会議事録

- 教育長 皆様、こんにちは。会議に先立ちまして委員の皆様方にお諮りしたい案件がございます。
- 本日の委員会につきましては、傍聴の希望者がおられます。先着順により、すでに8名の方が選ばれております。
- 赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に規定する事件以外は、公開することとなっておりますが、公開事件に限り、傍聴希望者の方々に傍聴を許可してもよろしいか。
- 全委員 異議なし。
- 教育長 異議なしと認め、さよう決します。それでは、傍聴人の方々の入場を許可いたします。
- (傍聴人入場、着席)
- 教育長 ただいまより、第7回定例教育委員会を開会いたします。委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。
- はじめに、令和5年第6回教育委員会議事録の署名を井本委員と大河委員にお願いします。
- (教育長署名後、井本委員と、大河委員の署名)
- 教育長 次に、教育長の報告を行います。
- (教育長 報告)
- 教育長 次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。
- 大河委員と志水委員にお願いします。
- 議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。
- 報告11及びその他については赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、いずれも非公開としてよろしいか。
- 全委員 異議なし。
- 教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、報告11及びその他は、非公開と決定します。それでは、審議に入ります。報告10「専決処分の報告について」事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 (専決処分の報告について議案2～4ページに基づき説明を行った。)

教育長
委員 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

議案4ページの採択方針の第6条のなかで、中学校における令和6年度の使用教科書については、令和5年度と同一のものとする、と。しかし、小学校においては、今年度採択されたものを使用する。小学校と中学校では「ずれ」があるんですけれども、これはどういうことなんですか。

事務局 教科書採択につきましては、法律によって定められておりました、原則として4年間、同一の教科書を採択することとされております。法律としましては、義務教育諸学校の教科書用図書の無償措置に関する法律施行令第15条にそのことが書かれてあります。4年間採択をするということです。今年度が小学校の採択替えということになっております。そして、中学校は来年度採択替えの年となっておりますので、今年度が小学校、来年度が中学校というふうになっております。

委員 1年ずれている理由はあるんですか。

事務局 失礼しました。説明が不足しておりました。学習指導要領が、小学校は平成29年に告示され、次の年に中学校が告示されておりますので、1年ずれております。

教育長 学習指導要領の「ずれ」ということでよろしいか。他にご発言はございませんか。ないようですので、報告10「専決処分の報告について」報告を終わります。

次に、第19号議案「令和6年度使用赤穂市立学校教科書用図書の採択について」事務局の説明をお願いします。

事務局 (令和6年度使用赤穂市立学校教科書用図書の採択について議案5～7ページに基づき説明を行った。)

教育長 もう一度採択した発行者を繰り返していただけますか。

事務局 各教科の発行者を報告させていただきます。「国語」光村図書、「書写」光村図書、「社会」日本文教出版、「地図」帝国書院、「算数」啓林館、「理科」啓林館、「生活」東京書籍、「音楽」教育出版、「図工」日本文教出版、「家庭」開隆堂、「保健」光文書院、「外国語」東京書籍、「道徳」日本文教出版、以上でございます。

教育長
委員 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

来年度、小学校で使用する図書を、今、事務局の方から言われましたけれども、今年度と変わった教科書は、この中でありますか。もしあれば、県内の教材を使っているとか、人権に配慮しているなど、いま何点か言われましたけれども、どういうところが他社と比べて優れていたというか、より選

びやすかったのかその理由も交えて言っていただければありがたいのですが。

事務局

令和6年度から変更される教科書については、3教科ございます。書写、音楽、道徳の3社が今年度と変更になります。教科書選定の手順としましては、数社、少なくとも2社、多くて6社の各教科の集まった検定本の中から、先ほど申しました採択方針に基づいて、調査員が調査をしております。その中で、児童の学習に対する関心が増すものであるとか、まとめ方がしやすいものであるとかいう内容も入れながら、教科書を採択しております。結果的に、選んだ教科書が昨年のものでなくなった、昨年と違っているというようになっていますので、昨年ありきではなくて、今年度の検定となっております。

委員

どういうところが優れておったか、というか、他者と比べて決め手になったのか、ということをお願いします。

事務局

先ほどの変更した教科書会社についての主な特徴は、書写については、他教科との横断的な内容が多くみられ、活用が多く見込まれるということがありました。音楽につきましては、ユニバーサルデザインや共生への配慮がなされているという内容が見られたり、挿絵の大きいものがあることで興味を引くような内容が多くみられました。道徳につきましては、道徳ノートというものを使用していますが、道徳ノートが付属してついているものがありますので、ノートを活用しながら教科書を使うことができる、ということで主な特徴として挙げられています。補足ですが、道徳につきましても、兵庫県内の教材も多く取り入れられておりましたので、そこも特徴の一つとして挙げられております。以上です。

教育長
委員

よろしいか。
道徳は、県教委の方から副読本として、以前は「ともだち」というものが配られていたんですけども、今もまだ配布されているんですか。

事務局

県の副読本は現在、「こころきらめく」「こころときめく」「こころはばたく」というふうに、低中高学年によって内容が違った副読本がありまして、それは教育課程の中で、道徳のカリキュラムの中で、教科書と道徳の副読本とを活用しております。「ともだち」につきましては、現在配布はしていませんが、必要に応じて人権学習に活用しております。以上です。

教育長

他にご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、

第19号議案「令和6年度使用赤穂市立学校教科書用図書の採択について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員
教育長

異議なし。

以上のおおりの賛成をもちまして、第19号議案は、原案のおおりに議決されました。

教育長

只今より、非公開事件の審議を始めますので、赤穂市教育委員会傍聴人規則第5条（傍聴人の退場）により、傍聴人の退場を求めます。

（傍聴人 退場）

教育長

続いて、報告11「令和4年度赤穂市学校保健調査集計について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、報告11「令和4年度赤穂市学校保健調査集計について」説明を行い、その後協議を行った。]

教育長

次に、その他「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行い、その後審議を行った。]

教育長
事務局
事務局

その他、事務局から報告事項等がありますか。

（健康マラソン大会の参加者募集について説明）

（令和5年第8回教育委員会を8月23日（水）午後2時から市役所第2庁舎で開催することを報告した。）

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第7回教育委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

（午後2時50分閉会）